

## 第1条 BizSTATION 資金集中管理サービス

1. BizSTATION 資金集中管理サービス(以下「Biz 資金集中管理サービス」といいます。)とは、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下「全銀 ANSER 接続規定」といいます。)に定める ANSER-HT (VALUX) サービスを契約されているお客さまご本人が、全銀 ANSER 接続規定および各取引金融機関と別途締結するエレクトロニックバンキング契約にもとづき、当行が貸与するソフトウェアを利用して自ら占有・管理するパーソナルコンピュータによって、当行所定の振替取引および振込取引、照会取引を行うことができるサービスのことをいいます。
2. Biz 資金集中管理サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 資金集中管理サービス利用規定(以下「Biz 資金集中管理サービス規定」といいます。)、BizSTATION 利用規定、および全銀 ANSER 接続規定を適用するものとします(BizSTATION 利用規定および全銀 ANSER 接続規定に規定された「本サービス」に Biz 資金集中管理サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 資金集中管理サービス規定と BizSTATION 利用規定または全銀 ANSER 接続規定が抵触する場合には、Biz 資金集中管理サービス規定が優先されるものとします。
3. Biz 資金集中管理サービスは、全国銀行データ通信システム、ANSER システムの制約・規約の範囲で利用することができるものとします。
4. Biz 資金集中管理サービスは、お客さまご本人の口座を利用するものとします。お客さまご本人以外の第三者の口座のご利用については、お客さまご自身の責任において実施するものとし、これに関して口座名義人との間で紛議等の事故があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第2条 Biz 資金集中管理サービスの操作

Biz 資金集中管理サービスを利用する場合の操作は、当行所定の方法によるものとします。

## 第3条 パスワードの管理

Biz 資金集中管理サービス用のパソコンシステム立上げ用のパスワードについては、お客さまの責任において管理するものとします。

## 第4条 ソフトウェアの取り扱い

1. 当行が貸与したソフトウェアの使用は、Biz 資金集中管理サービスの利用その他当行所定の利用に限るものとし、他人への転貸、譲渡または複製等は禁止します。
2. ソフトウェアインストール用の CD-ROM 等は、相当の注意をもって取り扱い、インストールならびにハードウェア等の障害時のバックアップ以外の目的には使用しないものとします。
3. ソフトウェアの改変は、当行の同意なく行うことはできないものとします。また、当行の同意を得て改変する場合、必要な経済的負担等はお客さまの負担とします。
4. ソフトウェアは相当の注意をもって取り扱い、万一毀損等により使用不能となった場合には、直ちにソフトウェアを当行に返却してください。
5. この契約が解約等により終了した場合は、直ちにソフトウェアを当行に返却してください。

## 第5条 利用手数料

1. Biz 資金集中管理サービスの利用にあたっては、Biz 資金集中管理サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また Biz 資金集中管理サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものいたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は Biz 資金集中管理サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座(BizSTATION 利用規定に従いお客さまから届け出ていただいた代表口座をいいます。以下同じです。)から当行所定の日に自動的に引落します。利用手数料の引落結果につきましては、所定の期間ウェブサイト上に表示しますので、都度ご確認ください。なお、引落口座の残高不足等により所定の期間内に利用料金の引落しができなかった場合、ウェブサイト上での確認はできません(Biz 資金集中管理サービス利用手数料および消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座またはサービス指定口座(BizSTATION 利用規定に定めるサービス指定口座をいいます。以下同じです。)から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。))。
2. サービス指定口座が外貨預金の場合には、引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ手数料を引き落とすものとします。

## 第6条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 資金集中管理サービスは、ANSER-HT (VALUX) サービスをご契約またはお申し込みのお客さまのみ申し込みます。
2. Biz 資金集中管理サービスの利用を申し込みされる方は Biz 資金集中管理サービス規定・全銀 ANSER 接続規定・BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申し込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 資金集中管理サービスのお申し込みを承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により Biz 資金集中管理サービスを取止めることができます。この場合、ANSER-HT (VALUX) サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. ANSER-HT (VALUX) サービスを取止める場合は、Biz 資金集中管理サービスも取止めるものとします。

## 第7条 当行からのサービス取止め

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 資金集中管理サービスを取止めできるものとします。
  - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
  - (2) お客さまが Biz 資金集中管理サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合には、Biz 資金集中管理サービスも取止めになります。

## 第8条 関係規定の適用

Biz 資金集中管理サービス規定、全銀 ANSER 接続規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

## 第9条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz 資金集中管理サービスまたは Biz 資金集中管理サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容および変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

## 第10条 サービスの廃止

当行は、セキュアメッセージおよびウェブサイト上の表示により 1 週間前までに予告することにより Biz 資金集中管理サービスを廃止することができるものとします。

## 第 11 条 契約期間

Biz 資金集中管理サービスの契約の当初契約期間は申込日から 1 年間とし、契約期間満了までにお客さままたは当行から解約の申出をしないかぎり、期間満了後の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

※VALUX®、ANSER®、ANSER-SPC®、ANSER-HT®は株式会社 NTT データの登録商標です。

以上